

令和 2 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

亀山市監査委員

目 次

	頁
1 監査の種類	1
2 監査の対象及び期間	1
3 監査の方針	1
4 監査の方法及び項目	1
5 監査を執行した監査委員	2
6 監査の結果	2

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

2 監査の対象及び期間

令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の出納その他の事務の執行について、下表の団体を対象に監査を実施した。

日程 開始時間	令和2年11月16日（月）	令和2年11月17日（火）
午前9時00分	亀山市土地開発公社	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会
午後1時10分	公益社団法人 亀山市 シルバー人材センター	公益財団法人 亀山市地域社会振興会
午後3時10分	亀山駅周辺地区・4A ブロック再開発協議会	

3 監査の方針

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施した。

4 監査の方法及び項目

所管課及び対象団体から下記の項目について、資料の提出及び関係書類の提示を求め、書面調査並びに説明聴取を行った。

【所管課】

- (1) 補助金交付状況
- (2) 出資の状況
- (3) 前年度（又は前回）監査の指摘事項等の措置状況

【団体】

- (1) 団体の概要（定款(写)、業務内容、組織の状況等）
- (2) 事業の成果と実績
- (3) 工事の執行状況
- (4) 業務委託の状況
- (5) 補助金の交付と執行状況

- (6) 財産管理の状況
- (7) 理事会・委員会等の状況
- (8) 提出資料
 - ・令和元年度決算書類(事業報告書、決算報告書及び財務諸表等附属書類)

5 監査を執行した監査委員

渡部 満、今岡 翔平、国分 純

6 監査の結果

監査の対象とした各財政援助団体等における出納その他の事務の執行について、関係諸帳簿、書類の照合検査を行ったところ、おおむね適正に処理されていると認められた。

指摘事項及び意見は、次に記載したとおりである。

《対象団体》

【亀山市土地開発公社】

1 指摘事項

- ・特になし

2 意見

- ・特になし

《所管課》

【産業建設部 用地管理課】

1 指摘事項

- ・特になし

2 意見

- ・特になし

《対象団体》

【公益社団法人 亀山市シルバー人材センター】

1 指摘事項

- ・特になし

2 意見

- ・会員の健康を守るために、健康状態をできる限り把握し、健康管理に努められたい。
- ・年次有給休暇の取得について、計画的な取得を職員に推奨されたい。

《所管課》

【健康福祉部 長寿健康課】

1 指摘事項

- ・特になし

2 意見

- ・特になし

《対象団体》

【亀山駅周辺地区・4 Aブロック再開発協議会】

1 指摘事項

- ・特になし

2 意見

- ・特になし

《所管課》

【産業建設部 都市整備課】

1 指摘事項

- ・特になし

2 意見

- ・特になし

《対象団体》

【社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会】

1 指摘事項

- ・特になし

2 意見

・毎年、車両事故が見受けられる。更なる交通安全意識の徹底を図り、交通事故の防止に努められたい。

・職務能率の発揮及び増進のために、職員研修を実施し、人材育成に努められたい。

《所管課》

【健康福祉部 地域福祉課】

1 指摘事項

・特になし

2 意見

・特になし

《対象団体》

【公益財団法人 亀山市地域社会振興会】

1 指摘事項

・特になし

2 意見

・現金出納簿について、関係課と協議のうえ、事務の簡素化・効率化を図られたい。

《所管課》

【生活文化部 文化スポーツ課】

1 指摘事項

・特になし

2 意見

・特になし